

# 静岡市報

No. 54

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

## 目次

規 則	
○静岡市クリエイター支援センター条例施行規則	1
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	5
正 誤	
○平成19年8月1日付静岡市報の訂正	6

## 規 則

### 静岡市規則第78号

静岡市クリエイター支援センター条例施行規則をここに制定する。

平成19年9月3日

静岡市長 小嶋善吉

### 静岡市クリエイター支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市クリエイター支援センター条例（平成19年静岡市条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により静岡市クリエイター支援センター（以下「センター」という。）の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、静岡市クリエイター支援センター利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、当該申請書がクリエイター育成室の利用の許可に係る申請書であるときは、事業計画書その他指定管理者が必要であると認める書類を添えなければならない。

2 前項に規定する利用の許可の申請の受付期間は、研修室、プレゼンテーションルーム、展示コーナー及び映像編集室にあっては利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとするときは、その最初の日をいう。以下「利用日」という。）の6月前から利用

日前7日までの間、クリエイター育成室及び指定駐車場にあつては指定管理者が定める期間とする。ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は必要があると認めるときは、同項に規定する期間の後においても、第1項の規定による申請を受理することができる。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、静岡市クリエイター支援センター利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

(利用時間の延長)

第4条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、やむを得ない理由により許可を受けた時間を超えて施設を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、許可を受けた時間の前後につき、それぞれ30分を超える利用時間の延長は、許可しない。ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、この限りでない。

(許可事項の変更)

第5条 利用者は、条例第8条第1項後段の規定により、許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、静岡市クリエイター支援センター変更利用許可申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、静岡市クリエイター支援センター変更利用許可書(様式第4号)を交付する。

(クリエイター育成室の利用期間の更新の申請)

第6条 条例第9条第2項の規定によりクリエイター育成室の利用の期間の更新を受けようとする者は、利用の許可の期間が満了する日の3月前までに、静岡市クリエイター支援センター利用許可期間更新申請書(様式第5号)に事業成果報告書、事業計画書その他指定管理者が必要であると認める書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 条例第15条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、静岡市クリエイター支援センター使用料減額・免除承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、利用日の前7日までに提出しなければならない。ただし、市長がや

むを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の規定による申請を承認したときは、静岡市クリエイター支援センター  
使用料減額・免除通知書（様式第 7 号）を交付する。

（利用の許可の取消しの申出）

第 8 条 利用者は、施設等の利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、静岡市ク  
リエーター支援センター利用許可取消申出書（様式第 8 号）に許可書を添えて指定管理者  
に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第 9 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）利用を許可されていない施設等を利用しないこと。
- （2）入場者の安全確保の措置を講ずること。
- （3）利用する施設内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理人を置くこと。
- （4）利用の際、許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。
- （5）次条各号に規定する行為をしないこと。
- （6）入場者に次条各号に規定する行為をさせないこと。
- （7）施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- （8）利用を終わったときは、遅滞なく備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受ける  
こと。
- （9）前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。

（入館者の遵守事項）

第 10 条 センターの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- （2）所定の場所以外では、火気を使用しないこと。
- （3）承認を受けないで寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若し  
くは提供をしないこと。
- （4）承認を受けないで広告類を掲出し、又はまき散らす行為をしないこと。
- （5）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める行為をしない  
こと。

（指定管理者の指定の申請書類）

第 11 条 条例第 20 条の規定による申請は、静岡市クリエイター支援センター指定管理者指  
定申請書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市クリエイター支援センター事業計画書（様式第10号）
- (2) 静岡市クリエイター支援センター事業計画に関する収支予算書（様式第11号）
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
（協定の締結）

第12条 市長は、センターの指定管理者を指定したときは、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事項

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、静岡市クリエイター支援センター条例附則第1項本文に規定する規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第11条及び第12条の規定 公布の日
- (2) クリエーター育成室の利用に係る第2条、第3条、第5条及び第8条並びに次項の規定 平成19年12月1日  
（クリエイター育成室に係る利用の許可等の特例）

2 前項第2号の規定により、同号に規定する日からこの規則の施行の日の前日までの間において、クリエイター育成室の利用の許可等をする場合における第2条、第3条、第5条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第79号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年9月3日

静岡市長 小嶋善吉

## 静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第86条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第127条第3項中「引継報告書」を「引継書」に改める。

別表第1中

「

環境局廃棄物対策部 廃棄物処理課	課長	廃棄物処理手数料及び犬猫等死体取扱手数料の 収納	所属職員及び保健福祉子ども局保健衛生部動物指導センターの所属職員
---------------------	----	-----------------------------	----------------------------------

を

」

「

環境局廃棄物対策部 廃棄物処理課	課長	廃棄物処理手数料及び犬猫等死体取扱手数料の 収納	所属職員及び保健福祉子ども局保健衛生部動物指導センターの所属職員
保健福祉子ども局福祉部高齢者福祉課	課長の指定する職員	小鹿老人福祉センターに係る諸収入の収納	所属職員

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**正 誤**

平成19年 8 月 1 日付け静岡市報（静岡市乳幼児医療費助成規則の一部を改正する規則  
（平成19年静岡市規則第68号））

ページ	行	誤	正
47	30	第 5 条第 3 号	第 4 条第 3 号